

# 一般社団法人 日本保釈支援協会 寄付金等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本保釈支援協会（以下「当法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄付金等の種類および募集)

第2条 当法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- ① 一般寄付金 寄付者（個人又は法人・団体）が用途を特定せずに寄付した寄付金
- ② 特定寄付金 寄付者により用途があらかじめ特定された寄付金

2.この規程による寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

3.当法人は常時、寄付金を募ることができる。

## (受入基準)

第3条 当法人は寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。

(1) 寄付金等の受入において、次に掲げる条件等が附されているとき

- ①寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- ②寄付者が寄付金等の使用について監査を行うこと
- ③寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すこと
- ④寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること
- ⑤その他、代表理事が当法人の運営上支障があると認める条件

(2) 寄付金等を受け入れることにより、当法人の業務、財政、または名誉に負担もしくは支障が生じると認められるとき、その他寄付金等が定款第4条に定める目的の達成に資するものでない判断されるとき

## (寄付金等の使途)

第4条 寄付金等のうち、一部を管理費として使用するものとする。

2. 前項については、寄付者にこの規定を示し、了解を得るものとする。

## (受入手続き)

第5条 寄付金等を当法人に寄付しようとする者は、書面またはWEBフォームにて寄付金の申し込みを行うこととする。

2. 当法人は前項により寄付金等の申込を受理したときは、事務担当理事により第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受入の可否を決定し、理事会へ報告する。

3. 寄付金等の受入が決定したときは、寄付者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄付金または特定寄付金を受領したときは、寄付者に受領書、希望者には礼状を送付するものとする。

2.前項の受領書には、当法人の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金等に係る結果の報告)

第7条 当法人は寄付者の求めに応じて寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

2.当法人は、寄付者の求めに応じて当該寄付金等の収支に係る計算書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(個人方法保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第9条 本規程に定めるもののほか、寄付金等の取扱いに関して必要な事項は代表理事が理事会の承認を得て別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1.この規程は、平成30年4月1日から施行する。